

滋賀県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、滋賀県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱（平成26年4月1日付け滋障福第661号。以下「実施要綱」という。）に基づき市町が実施する事業(以下「事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年3月20日滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるものとする。

(交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、実施要綱第2条に規定する事業を実施する市町とする。

(補助額等)

第3条 この補助金の補助額の算定方法については、次に定めるところとする。ただし、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

- (1) 1台あたりの補聴器購入経費または補聴器更新経費（耐用年数経過後の更新を原則とするが、市町が認めた場合はこの限りではない。）もしくは修理費として市町が必要と認める額と、別表に定める1台あたりの基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額に3分の2を乗じた額から寄付金、その他の収入を控除した額（市町民税非課税世帯に対する減免を行う場合には前号の額）に2分の1を乗じて得た額以内とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする市町は、知事が定める期日までに別記様式第1号に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 所要額調書（別紙1）
- (2) 積算内訳書（別紙2）
- (3) 歳入歳出予算（見込）書抄本

(変更交付申請)

第5条 補助金の交付決定後において、事業の変更等により追加交付申請等が

必要になった場合には、知事が定める期日までに別記様式第2号に、前条に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、第4条および第5条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を当該市町長に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 市町長は、翌年度の4月15日までに別記様式第3号による実績報告書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 精算額調書（別紙3）
- (2) 積算内訳書（別紙2）
- (3) 歳入歳出決算（見込）書抄本

(補助金の額の確定等)

第8条 知事は、前条に規定する実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該市町長に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 市町長は、補助金交付の請求をしようとする場合は、別記様式第4号による交付請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不相当であると認められるとき
- (2) 第9条の規定により確定した額を超えて補助金が交付されているとき。
- (3) 市町村がこの要綱の規定に違反したとき。

(標準事務処理期間)

第11条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 第6条の規定による補助金等の交付の決定は、第4条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 第8条の規定による額の確定は、第7条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるほか、滋賀県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

(1)購入（更新）基準

種目	名称	1台当たりの 基準価格(円)	基準価格に含まれる もの	耐用 年数
補聴器	高度難聴用ポケット型	34,200	① 補聴器本体(電池を含む) ② イヤモールド *イヤモールドを必要とする場合は、基準価格に9,000円を加算できる。	5年
	高度難聴用耳かけ型	43,900		
	重度難聴用ポケット型	55,800		
	重度難聴用耳かけ型	67,300		
	耳あな型（レディメイド）	87,000		
	耳あな型（オーダーメイド）	137,000	補聴器本体（電池を含む）	
	骨導式ポケット型	70,100	①補聴器本体（電池を含む） ②骨導レシーバー ③ ヘッドバンド	
	骨導式眼鏡型	120,000	①補聴器本体（電池を含む） ②平面レンズ ※平面レンズを必要とする場合は、基準価格に1枚につき3,600円を加算できる。	
特例補装具	市町が別に定める額			

(2) 修理基準

補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示528号）別表に準ずることとし、(1)に該当する補聴器の修理のみ対象とする。

ただし、FM補聴器は対象としない。

* 上記補聴器支給の要件および消費税等の取扱いについては、平成18年9月29日障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「補装具費支給事務取扱指針について」の別添「補装具費支給事務取扱指針」に準ずるものとする。

様式第 1 号

平成 第 年 月 日

滋 賀 県 知 事 様

市町長 印

平成 年度軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金交付申請書

このことについて、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

申請金額 円

添付書類

- 1 所要額調書（別紙 1）
- 2 積算内訳書（別紙 2）
- 3 歳入歳出予算（見込）書抄本

様式第2号

平成 第 年 月 日

滋賀県知事 様

市町長 印

平成 年度軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金変更交付申請書

平成 年（ 年） 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業
について、関係書類を添えて変更申請します。

記

変更交付申請金額	円
既交付決定額	円
差引き額	円

添付書類

- 1 所要額調書（別紙1）
- 2 積算内訳書（別紙2）
- 3 歳入歳出予算（見込）書抄本

様式第 3 号

平成 第 年 月 日

滋 賀 県 知 事 様

市町長 印

平成 年度軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実績報告書

平成 年 (年) 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、関係書類を添えて報告します。

記

精算額 円

添付書類

- 1 精算額調書 (別紙 3)
- 2 積算内訳書 (別紙 2)
- 3 歳入歳出決算 (見込) 書抄本

様式第 4 号

平成 年度軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金交付請求書

平成 年 月 日

滋 賀 県 知 事 様

市町長 印

平成 年 月 日付け 第 号の で額の確定のあった標記
補助金については、下記のとおり請求します。

記

請求額 円

(別紙 1)

平成 年度 滋賀県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費補助金所要額調書

市町名 _____

(単位: 円)

事業名	市町 助成予定額 (1)	寄附金その 他の収入額 (2)	差引き額 ((1) - (2)) (3)	要補助額 ((3) × 1/2) (4) <small>(注) 1,000円未満端数切捨て</small>
滋賀県軽度・中等度 難聴児補聴器購入費 等助成事業				

- (注) 1 この表は、滋賀県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費補助金積算内訳書
(別紙2)を基に記入してください。また、同内訳書をこの表に添付してください。
2 市町助成予定額は、別紙2の「市町助成額」合計金額を転記してください。

(別紙2)

滋賀県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金積算内訳書

市町名 _____

区分	新規・更新						修理						合計					
				金額						金額						金額		
	申請件数	決定件数	決定台数	自己負担額	市助成額	計	申請件数	決定件数	決定台数	自己負担額	市助成額	計	申請件数	決定件数	決定台数	自己負担額	市助成額	計
(1)	(2)	(3)	(円) (4)	(円) (5)	(円) (6)	(7)	(8)	(9)	(円) (10)	(円) (11)	(円) (12)	(13)	(14)	(15)	(円) (16)	(円) (17)	(円) (18)	
高度難聴用 ポケット型	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
高度難聴用 耳掛け型	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
重度難聴用 ポケット型	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
重度難聴用 耳掛け型	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
耳あな型 (レイト)	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
耳あな型 (オナーノイド)	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
骨導式 ポケット型	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
骨導式 眼鏡型	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
特例補装具	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1. 自己負担額(4)(10)(16)には、実支出額(申請者の購入費等に要した費用の総額)のうち、公費負担を除いた実質の負担額を記入すること。
 2. 市町村助成額(5)(11)(17)には、補聴器購入費等として市町が必要と認める額と補助金交付要綱の別表に定める1台当たりの補助基準額とを比較してそのいずれか少ない額の3分の2の額で、市町が助成した額を記入すること。
 3. 交付申請時及び変更交付申請時は年間の見込額を、実績報告時は年間の実績額を記入すること。

(別紙3)

平成 年度 滋賀県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費補助金精算額調書

市町名 _____

(単位:円)

事業名	市町助成額 (1)	寄附金その他の収入額 (2)	差引き額 ((1)-(2)) (3)	要補助額 ((3)×1/2) (4) <small>(注) 1,000円未満端数切捨て</small>	既交付決定額 (5)	差引き過不足額((4)-(5)) (6)	
						超過額	不足額
滋賀県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1 この表は、滋賀県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費補助金積算内訳書(別紙2)をもとに、記入してください。
また、同内訳書をこの表に添付してください。
2 市町助成額は、別紙2の「市町助成額」合計金額を転記してください。

滋賀県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 滋賀県軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業(以下「事業」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)の対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器の装用を促すことにより、言語の習得や社会性の向上を図ることを目的とする。

(事業実施主体)

第2条 事業の実施主体は市町とする。

(交付対象児)

第3条 本事業の対象となる軽度・中等度難聴児(以下「対象児童」という。)は、次の要件をすべて満たす18歳未満の児童とする。

ただし、事業実施初年度については、事業開始から6か月間は、その間に18歳に到達した者も対象とする(以下「特例措置対象者」という。)

また、18歳到達時まで事業の申請があった児童(支給決定を受けた児童に限る。)については、18歳到達時の年度末まで修理費に限り支給の対象とする(特例措置対象者を含む。)

(1) 保護者(児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。)が滋賀県内に居住していること。

ただし、保護者が障害者総合支援法の居住地特例の対象となる県外の施設に入所しており、その前居住地が県内である場合は対象とする。

(2) 原則として、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、障害者総合支援法の補装具費支給の対象とならないこと。

ただし、別表の医療機関に所属する身体障害者福祉法第15条に基づく指定医師(以下「指定医師」という。)が装用の必要を認めた場合は、30デシベル未満についても対象とする。

(3) 補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると、意見書により指定医師がその必要を認めたもの。

(4) 同一世帯に、直近の市町民税所得割額が46万円以上の者がいないこと。

(事業内容)

第4条 市町は、交付対象児の保護者（以下「保護者」という。）に対して、補聴器の購入もしくは修理に要する費用の一部もしくは全部を助成する。

2 助成に必要な事項は、この要綱に定めるほか、市町が定めるところによるものとする。

(意見照会)

第5条 市町長は、別に県が定めるところにより滋賀県立リハビリテーションセンター所長に意見を聞くことができるものとする。

2 意見照会を受けた滋賀県立リハビリテーションセンター所長は、別添様式により市町長に回答するものとする。

(県の補助)

第6条 県は、事業に要する経費について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助するものとする。

(業者登録)

第7条 事業による助成の対象となる補聴器の販売もしくは修理を行う業者（以下「補聴器業者」という。）は、事業所ごとに県の登録を受けなければならない。

2 登録を受ける事業所は、公益財団法人テクノエイド協会が認定する認定補聴器専門店、もしくは認定補聴器技能者を配置していなければならない。

(登録申請)

第8条 登録を受けようとする補聴器業者は、補聴器業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、県に提出しなければならない。

- (1) 認定補聴器専門店認定証書もしくは認定補聴器技能者認定証
- (2) 事業所の平面図
- (3) 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)
- (4) 法人住民税納税証明書(個人事業者の場合は、個人住民税納税証明書)
- (5) 登記事項証明書(個人事業者の場合は、住民票抄本)
- (6) 事業経歴書
- (7) 定款
- (8) 設備機材概要
- (9) その他登録に関し知事が必要と認める書類

(登録決定等の通知)

第9条 県は、申請内容を審査し、適当と認める場合に登録を決定し、補聴器業者登録通知書(様式第2号)により当該申請をした補聴器業者に通知するものとする。

2 県は、登録しないと決定したときは、補聴器業者登録却下通知書(様式第3号)により当該申請を行った補聴器業者に通知するものとする。

(登録の有効期間等)

第10条 第9条の規定による登録決定の有効期間は、登録決定日から1年間とする。

2 有効期間の満了の日の1月前までに、第7条の規定により登録を受けた補聴器業者(以下「登録業者」という。)から登録廃止の意思表示がないときは、当該登録は、有効期間満了の日の翌日から1年間更新されたものとみなす。

(登録変更等の届出)

第11条 登録業者は、登録事項に変更が生じたときは補聴器業者登録変更届(様式第4号)により、当該事業を廃止、休止または再開するときは、補聴器業者事業廃止(休止・再開)届(様式第5号)により、速やかに県に届け出るものとする。

(登録の取消し)

第12条 県は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 補聴器購入費等の請求に関し不正があったとき。
- (2) 不正の手段により、第7条の登録を受けたとき。
- (3) 前条の規定による質問若しくは検査に応じず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 県は、前項の規定により登録を取り消したときは、補聴器業者登録取消通知書(様式第6号)により、当該登録業者に通知するものとする。

(登録等を受けた事業者に係る情報提供)

第13条 県は、第9条に規定する登録または前条に規定する登録の取消しを行った際、および第11条に規定する登録変更等の届出を受理した際は、登録業者に係る情報のうち、次の各号に掲げるものを県下市町の障害福祉主管課長等に提供するものとする。

- (1) 事業所の名称及び所在地

(2) 登録等（取消し、変更等含む）の年月日

(3) その他県が必要と認める事項

(補聴器の販売等)

第14条 登録業者は、市町が実施する事業の交付決定を受けた保護者(以下「助成金支給対象者」という。)と、補聴器の販売または修理について契約を締結した場合は、当該契約に基づき、補聴器の販売または修理を行うものとする。

(代理受領)

第15条 登録業者は、市町が定めるところにより、当該支給対象者に支払われるべき事業助成金の限度において、当該助成金支給対象者に代わり事業助成金の支払を受けることができるものとする。

(登録業者の報告等)

第16条 県は、必要があると認めるときは、登録業者の従事者もしくはこれらを使用する者もしくはこれらの者であった者に対し、報告を求め、または当該職員をして、文書その他の物件を提出もしくは提示させ、質問させ、もしくは登録事業者の事業所もしくは施設に立入り、その設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

(補聴器引渡し後の改善)

第17条 登録業者による補聴器の引渡し後9月以内に生じた当該補聴器の破損又は不適合(災害等による毀損、使用者等の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合又は目的外の使用若しくは取扱不良等のために生じた破損若しくは不適合を除く。)は、当該登録業者の負担において改善するものとする。

2 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号)別表に規定する調整若しくは小部品の取替え又は修理のうち軽微なものについては、当該調整若しくは小部品の取替え又は修理のうち軽微なものを行った後3月以内に生じた当該補聴器の破損又は不適合等(災害等による毀損を除く。)については、登録業者の負担においてこれを改善するものとする。

(登録業者の関係帳簿等の保存)

第18条 登録事業者は、事業に係る帳簿及び関係書類を5年間保存するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年3月18日から施行する。

(別表)

医療機関

滋賀医科大学医学部附属病院	滋賀県大津市瀬田月輪町
滋賀県立小児保健医療センター	滋賀県守山市守山五丁目7-30

様式第1号（第8条関係）

補聴器業者登録申請書

年 月 日

滋賀県知事 様

所在地

事業者名称

代表者氏名

㊞

滋賀県下における補聴器業者として登録を受けたいので、滋賀県軽度・中等
度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第8条の規定により、必要書類を添
えて申請します。

フリガナ				
事業者名称				
フリガナ				
代表者の氏名 (事業所)				
事業所の所在地				
連絡先	電話番号		FAX番号	

様式第2号（第9条関係）

滋 障 福 第 号
平成 年（ 年）月 日

様

滋賀県知事

補聴器業者登録通知書

年 月 日付けで申請のありました滋賀県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業に係る補聴器業者の登録については、下記のとおり登録することに決定したので、滋賀県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第9条の規定により通知します。

記

1. 事業者に関する登録

(1) 名称

(2) 代表者

(3) 所在地

2. 事業所に関する登録

(1) 名称

(2) 代表者

(3) 所在地

(4) 連絡先

様式第3号（第9条関係）

滋 障 福 第 号
平成 年（ 年）月 日

様

滋賀県知事

補聴器業者登録却下通知書

先に届出があった、滋賀県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第9条に基づく登録について、下記の理由により登録できませんので通知します。

記

理由

様式第4号（第11条関係）

補聴器業者登録変更届

年 月 日

滋賀県知事 様

所在地
事業者名称
代表者氏名 ㊟

次のとおり登録内容の変更があったので、滋賀県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第11条の規定により届け出ます。

届出事項（該当する事項の番号を○で囲む）

1. 事業者に関する変更

(1) 所在地 (2) 名称 (3) 代表者氏名

事項	変更前	変更後	変更日	備考

2. 事業所に関する変更

(1) 所在地 (2) 名称 (3) 代表者氏名 (4) 連絡先

事項	変更前	変更後	変更日	備考

様式第5号（第11条関係）

補聴器業者事業廃止（休止・再開）届

年 月 日

滋賀県知事 様

所在地
事業者名称
代表者氏名

⑩

次のとおり、登録の（廃止・休止・再開）をしたいので、滋賀県軽度・中等
度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第11条に基づき届出ます。

記

理由

様式第6号（第12条関係）

滋 障 福 第 号
平成 年（ 年）月 日

様

滋賀県知事

補聴器業者登録取消通知書

滋賀県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第12条の規定により、下記のとおり補聴器業者の登録を取り消したので通知します。

記

理由